



雇用保険関係手続の 電子申請を始めませんか？

事業主が雇用保険関係手続を行う際の提出方法には、ハローワーク窓口書類を提出していただく方法に加えて、**インターネットによる「電子申請」があります。**ぜひ、便利な電子申請をご利用ください。



メリット1

簡単・スピーディに申請

- ・大量の申請書類への記入がラク入力できます！
- ・前回の情報を取り込めるので入力チェックや自動計算機能で入力漏れや記入ミスを防ぎます！



メリット2

いつでもどこでも手続き

- ・ハローワークの窓口に出向く必要はありません！
- ・窓口の待ち時間が無いのでオフィスにいながら、24時間365日、申請や届出ができます！



メリット3

時間、コストの削減

- ・申請や届出用紙の入手が不要に！移動コストや時間の削減になります！
- ・GビズID※などを使うと、電子証明書の取得費用もかかりません！

※GビズIDとは法人、個人事業主向け共通認証システム。取得するとさまざまな行政サービスにログインできます。

電子申請手続
のご案内

厚生労働省電子申請（申請・届出等手続きのご案内）

https://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinsei/index.html



電子申請を
始めるには
2つの方法が
あります

[e-Gov] >> <https://shinsei.e-gov.go.jp>

e-Gov（イーガブ）とは総務省がインターネット上で運営する行政サービス窓口です。雇用保険手続がオンラインで行えます。



[マイナポータル] >> <https://myna.go.jp>

マイナポータルとは政府が運営するオンラインサービスです。行政手続がワンストップでできたり、行政機関のお知らせが確認できます。



…ログインするには… [GビズID] >> <https://gbiz-id.go.jp/top>

雇用保険手続の電子申請を行うには「電子署名」又は無料で取得可能なID・パスワード（GビズID）が必要です。
あらかじめ「電子証明書」又は「GビズID」を入手していただく必要があります。



雇用保険電子申請アドバイザー※が電子申請の利用に関する説明を行い、ご質問・ご相談にお答えします。

また、電子申請に関する**説明会**の実施や**事業所訪問**もできますので、お気軽にご相談ください。

ご希望がございましたら、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

※電子申請アドバイザーは宮城労働局長が電子申請の利用促進のために委嘱した社会保険労務士です。



ハローワーク仙台 TEL 022-299-8811
 ハローワーク大和 TEL 022-345-2350
 ハローワーク石巻 TEL 0225-95-0158
 ハローワーク塩釜 TEL 022-362-3361
 ハローワーク古川 TEL 0229-22-2305

ハローワーク大河原 TEL 0224-53-1042
 ハローワーク白石 TEL 0224-25-3107
 ハローワーク築館 TEL 0228-22-2531
 ハローワーク迫 TEL 0220-22-8609
 ハローワーク気仙沼 TEL 0226-24-1716